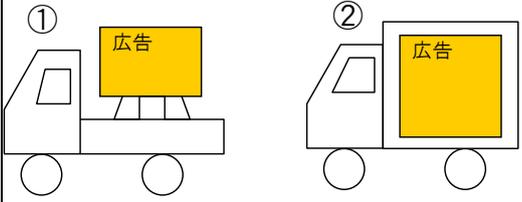
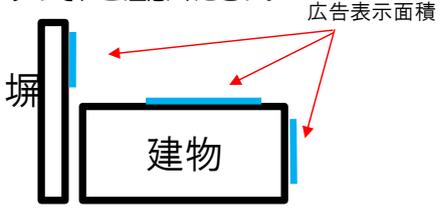


屋外広告物許可申請Q & A

	質 問	回 答
1	屋外広告物に関する問合せ用のメールアドレスを教えてください。	keikan@city.toyota.aichi.jp
2	規制地域を教えてください。	H Pに掲載のとよたiマップ (https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal)から確認してください。(とよたiマップからの詳しい検索方法は「【事前調査用】屋外広告物許可申請の要否判断フロー・規制ゾーン確認」を確認してください。)
3	審査期間はどれくらいですか？	概ね3週間程度です。郵送でやりとりする場合はその期間も見込んで余裕をもって申請してください。
4	着工までの期間がなく急いでいます。許可までの期間を短縮する方法はありますか？	手数料納付後の確認期間を短縮することができます。金融機関で手数料を納付後、納付書の控えを当課にメール又はF A Xで送付いただくことにより、入金確認日で許可証を発行することができます。
5	色について何か決まりはありますか？	豊田市屋外広告物規則 別表第2 1 共通基準のなかに「地色に原則として黒色及び高彩度色を使用しないこと。」と記載があります。具体的に「地色」とは文字やキャラクター等の背景部分の色、「黒色」とはマンセル表色系において明度3未満の色、「高彩度色」とはマンセル表色系において彩度12より大きい色を目安としています。また、広告幕及び広告網については「地色に原則として赤系色」を使用しないこととしています。「赤系色」とはマンセル表色系において、色相R・彩度8より大きい色を目安としています。ただし、コーポレートカラー等はこの限りではありません。
6	敷地に複数の広告があり、敷地が2つの規制地域にまたがり、かつ、どちらの地域にも広告がある場合、どのように基準を適用しますか？	許可の要否についてはより厳しい方の規制地域の基準を適用します。各広告物の個別基準は、当該広告物がある規制地域の基準で審査します。
7	これは屋外広告物となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外に設置してある掲示板にポスターを貼りつける場合。 →屋外広告物になります。 ●ガラス面に広告物を貼りつける場合。 →外貼りの場合は屋外広告物になります。窓を塞いでしまわないように計画してください。内貼りの場合は屋外広告物として扱いません。 ●部屋の内側から窓へ画像を投影する場合。 →屋外広告物として扱いません。 ●銀行等で見られる、ガラス張りの展示・掲示スペース。 →室内から出入りができ、展示・掲示物を管理する場合は屋外広告物として扱いません。

		<p>●「広告募集中」の表示</p> <p>→管理用広告の基準の3㎡を超える場合は屋外広告物となります。</p>
8	コーポレートカラーのラインを壁面・軒先にいれたのですが、広告物となりますか？	ラインにパターンがあり、誰が見てもそのお店が思い浮かぶようなラインは広告物となる場合があります（例：コンビニエンスストア）。鮮やかな色を用いる場合で、外壁として取り扱う場合は豊田市景観条例に適合しなければならない場合があるため注意が必要です。
9	広告物を敷地内で移設する場合、何か申請が必要ですか？	広告面の大きさ・内容が変わらなければ申請は不要です。移設内容がわかる資料の提供をお願いします。
10	イベント等で1日だけ掲出する場合も許可申請は必要ですか？	5日を超えて継続して表示していなければ、申請は不要です。
11	駐車場内に「無断駐車禁止」の管理用看板を設置したい。許可申請が必要ですか？	自己の土地や物件の管理のために必要なもので、管理用広告物の広告表示面積の合計が3㎡以内のものは申請から除外することができます。
12	管理用広告とは具体的にどのようなものですか？	前述の「無断駐車禁止」の他に、「免責事項」「出口専用」「一方通行」等があります。
13	更新時の点検者に資格要件はありますか？	資格要件はありません。ただし、令和5年4月1日以降、高さ4m（壁面広告は縦4m）を超える屋外広告物は有資格者による点検が必要です。詳細は「屋外広告物の点検義務化について」(https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1051407.html)をご確認ください。
14	どのような場合に変更・改造許可申請が必要ですか？	許可の内容に変更が生じる場合（例：広告物を増やす、既存板面のサイズを大きくする等）は変更・改造許可申請が必要です。 ただし、サイズが変わらない板面交換・意匠変更や除却のみであれば、変更・改造許可申請は不要です。
15	手数料はかかりますか？	申請手数料がかかります。ホームページ「屋外広告物許可申請」の「4 屋外広告物許可申請手数料」を参照してください。
16	手数料の根拠について教えてください。	豊田市手数料条例により定められています。（附則平成17年12月26日条例第158号）
17	手数料には消費税が含まれていますか？	非課税です。
18	一敷地に事業者が複数いる場合は、事業者それぞれの申請でもいいですか？	それぞれの申請でも可とします。広告表示面積の合計の算定についても事業者ごとに算定してください。
19	大型複合施設等でひとつの建物に複数の事業者がいる場合、事業者それぞれの申請でもよいですか？	同上
20	この場合、自家用広告物と一般広告物のどちらになりますか？	<p>●工事中の建築物の壁面（仮囲い）に表示する「○○大賞受賞」やCMの文言を表示する工事会社の広告物</p> <p>→一般広告物</p>

		※工事中の建築物の壁面（仮囲い）に表示するもので、宣伝の用に供されないもので規定に定める基準に適合する場合は、管理用広告として広告表示面積の合計 3㎡以下の範囲で表示することができます。
21	広告板の高さとは、照明灯の高さを含まれますか？	含まれます。
22	屋上広告の高さとは脚部を含まれますか？	含まれます。
23	野立広告板を設置できない規制地域はどこですか？	禁止地域と許可地域（指定道鉄規制内）です。この地域では案内図板のみ掲出することができます。
24	高速道路 S A の広告は許可申請の対象となりますか？	外部からアクセスできる S A 等（スマート I C 等で直接出入りできる）は対象となります。
25	ガソリンスタンドの「セルフ」の広告は許可面積に参入する必要がありますか？	許可面積に算入しません。その他の法令で設置が定められているものも同様です。
26	電柱・街路灯に一般広告物を表示することができますか？	表示できます。必ず電柱・街路灯の管理者の了承を得てから申請を行ってください。
27	トラックの荷台に広告を表示したいのですが、屋外広告物となりますか？	①荷台から立上げて広告物を掲出しようとする場合は屋外広告物となりますが、②ラッピングは車自体の外装として、屋外広告物として扱いません。 
28	文字の下を写真や絵画とする場合、色の規定はどのように考えたらよいですか。	絵画・写真は色の規定を適用しません。
29	同じ建物内で許可期間が違う広告物がある場合、申請はどのようにしたらよいですか？	許可期間が短い方に合わせて一つの申請とすることもできますが、許可期間ごとに分けて申請することもできます。許可期間ごとの申請とした場合は、それぞれについて許可番号を付け、許可期間に応じて更新の案内等をしていきます。
30	フェンスや塀に広告物を貼りつける場合、広告物の種類はどのようにすれば良いですか？	壁面広告としてください。
31	広告板と広告塔の違いは何ですか？	広告板は前後 2 面（1 面だけでも良い）に広告を表示するものをいい、広告塔は 3 面以上に広告を表示する場合があります。人形型や球形、円柱形のものに広告を表示する場合は広告塔となります。
32	許可を受けた広告物を除却した場合は何か申請が必要ですか？	屋外広告物除却届（様式第 1 1 号）の提出をお願いします。その際には、除却後の写真を添付をお願いします。
33	隣のお店の広告物が許可を受けているか教えてください。	第三者が屋外広告物許可に関する情報を取得するためには、豊田市の情報公開制度（公文書管理センター）を利用して、公文書開示請求を行う必要があります。
34	ガラス面に広告物を貼りつける場合、「窓、開口部を塞ぐ」に該当しますか。	ガラス面自体に貼るのみであれば該当しません。ただし、貼ることにより窓や開口部が開閉できなくなる場合や、法令上認められない場合等は掲出できません。

35	壁面広告の広告表示面積について教えてください。	<p>広告表示面積とは表示面積が最大となる面積であるため、壁面広告の場合、以下の例示のように複数の壁面広告の表示面積の合計が広告表示面積になります。禁止区域及び許可地域（市の区域住居系）では広告表示面積が2.0㎡以内に制限されますので、ご注意ください。</p> 
36	審査手数料はいつ支払えばよいですか。	市の審査後に納付書で支払いをお願いします。※オンライン決済の場合は、審査後にメールで連絡します。
37	道標・案内図板とはどのようなものですか。	<p>特定の事業所の場所を案内するための看板を指します。</p> 